

精神科訪問看護の重要事項説明書

精神科訪問看護の提供開始にあたり、法令に基づき、事業者が利用者様やその御家族に対し説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

名称 株式会社サンブレラ
所在地 岡山県倉敷市酒津2747-1
代表者 代表取締役 日笠伸之
電話番号 086-476-2833

2. 事業所概要

名称 訪問看護ステーション ソレイユ
指定番号 3360191690
所在地 岡山県岡山市北区野田3丁目1-18 安田ビル1F 北
電話番号 086-250-3551 FAX 086-250-3522

3. 事業の目的

株式会社サンブレラが開設する訪問看護ステーション ソレイユが、主治医の医師が訪問看護等の必要を認めた者に対し、適正な精神科訪問看護を提供することを目的とする。

4. 運営の方針

本事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

5. 本事業所の職員体制

看護師（常勤）	1名（うち1名は管理者と兼務）
看護師（常勤・兼務）	1名
看護師（非常勤）	7名
准看護師（非常勤）	2名
理学療法士（非常勤）	1名

6. 営業時間

月曜日～金曜日（祝・休日、8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く）
午前8時30分から午後5時30分

電話などにより、24時間常時連絡可能な体制としています。

7. サービス内容

1. 病状・障害の観察 2. 清拭・洗髪等による清潔の保持 3. 食事及び排泄等日常生活の世話 4. 褥瘡の予防・処置 5. リハビリテーション 6. ターミナルケア 7. 統合失調症、うつ病、躁病、人格障害、アルコール依存症の看護 8. 療養生活や介護方法の指導 9. カテーテル等の管理 10. その他医師の指示による医療処置

8. サービス提供実施地域

岡山市、倉敷市、総社市

9. 利用料

サービスに対する利用料の額は、訪問看護ステーション ソレイユ料金表（別紙）に定めたサービスに対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用です。

利用料は1ヶ月単位です。「サービス内容と費用、サービス加算」の金額を基に算定したご利用明細書により請求致しますので、月末までにお支払い下さい。（口座より引き落としになります。）引き落とし金額を確認後、領収書を発行致します。

10. キャンセル規定

サービスの利用をキャンセルする場合には、サービス利用日の前営業日正午までにご連絡をいただければ予定されたサービスを中止することができます。サービス利用日の前営業日正午以降にご連絡いただいた場合には、以下に定めるキャンセル料を頂きます。ただし、利用者様の急な容体の変化等、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。尚、当該キャンセル料は公的介護保険の対象外となります。

- ・利用日の前営業日正午までのご連絡：キャンセル料は無料です。
- ・利用日の前営業日正午以降のご連絡：1提供あたり料金の100%を請求いたします

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供にあたり、事故、体調の急変等が生じ、緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打合せに基づき御家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業者等に連絡をいたします。また、本事業所の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

12. ターミナルケアへの対応

利用者様がターミナル期に入ると診断または予測された場合、人権尊重の精神に基づき、人間としての尊厳を失うことなく穏やかで安らぎのある日々をお過ごしになれるよう、可能な限り利用者様や御家族のご意向に沿う形で、主治医と連携のものと支援及びケアを行います。

13. 秘密の保持

本事業所は利用者及び御家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。また、利用者様及びご家族の個人情報の利用に際しては、利用者様及び御家族から同意を得るものとします。また、本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者様及び御家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後または当該職員の退職後も継続します。

14. 虐待防止措置

本事業所は、利用者様の人権の擁護及び虐待等の防止のために次の措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

また、サービスの提供にあたり、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者様を発見等した場合には、速やかに市町村へ報告します。

15. 成年後見制度の活用支援

本事業所は、利用者様と適切な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、同制度を活用できるよう支援を行います。

16. 苦情又は相談の対応方法

サービスに関する苦情等に対しては、常設な窓口を設置し迅速、適切に対応いたします。上記苦情等については次の窓口で受け付けます。また、上記苦情等の申し立てを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

- ・当事業所相談窓口
訪問看護ステーション ソレイユ
(管理者 平原麻紀) : 086-250-3551
- ・岡山市介護保険課 : 086-803-1240
- ・岡山市事業者指導課 : 086-212-1012
- ・倉敷市介護保険課 : 086-426-3343
- ・総社市介護保険課 : 0869-92-8369
- ・岡山県国民健康保険団体連合会 : 086-223-8811
- ・中国四国厚生局岡山支部 : 086-239-1275

17. 留意事項

被保険者証の記載内容に変更が生じた時、負担限度額等に変更が生じた時、各種減免に関する決定等に変更が生じた時、生活保護・公費負担医療の受給取得又は喪失した時などは、速やかに事業所に連絡してください。

令和 年 月 日

精神科訪問看護サービスの開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書に基づき重要な事項を説明しました。

事業者 岡山県倉敷市酒津 2 7 4 7 - 1
株式会社サンブレラ 代表取締役 日笠伸之 印

事業所 岡山県岡山市北区野田3丁目1-18安田ビル1F北
訪問看護ステーション ソレイユ 管理者 平原麻紀 印

説明者 印

私は本契約の内容を了承するとともに、事業者から精神科訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者 <住所>

<氏名> 印

家族 (代理人) <住所>

<氏名> 印

<続柄>

<連絡先>

【訪問看護サービス利用料金表】医療

令和6年度改正版

◎自己負担額（法定代理受領サービスの場合）

1.基本療養費		1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ	週3日目まで	555円	1,110円	1,665円
	准看護師	505円	1,010円	1,515円
	週4日目から	655円	1,310円	1,965円
	准看護師	605円	1,210円	1,815円
基本療養費Ⅲ	入院中の外出時	850円	1,700円	2,550円

医療保険による訪問は週3回までです。ただし、※1～3に規定する疾患等の」方については週4回以上の訪問が可能です

2.訪問看護管理療養費		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	月の初回の訪問日	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費Ⅰ	2日目以降	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費Ⅱ	2日目以降	250円	500円	750円

3.各種加算		1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	特別訪問看護指示書等により」1日2回	450円	900円	1,350円
	特別訪問看護指示書等により」1日3回	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算月14日目まで	主治医の指示による緊急な訪問看護	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算月15日目以降		200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	人工呼吸器の使用等で訪問時間が90分を」経過	520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算	3歳児未満の乳幼児又は6歳未満の幼児	180円	360円	540円
複数名訪問看護加算	他の看護師等と同時に訪問看護	450円	900円	1,350円
	他の准看護師等と同時に訪問看護	380円	760円	1,140円
早朝・夜間加算	午前6～8時、午後6時～10時までの時間帯	210円	420円	630円
深夜加算	午後10時～午前6時までの時間帯	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算	24時間対応体制にある事業所	650円	1,300円	1,950円
特別管理加算	重傷者 ※2	250円	500円	750円
	重症度が高い ※3	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算	退院時にあたり主治医等と共同での退院指導	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	上記に加え厚生労働大臣の定める状況にある場合	200円	400円	600円
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算(90分以上の訪問)		840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を行う医師等と連携して指導	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	病状急変時、医師の召集での在宅カンファレンス	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員との連携	250円	500円	750円
情報提供療養費	同意のもと市町村等に療養状況等の情報提供	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	在宅等における終末期の看護サービス	2,500円	5,000円	7,500円

◎保険適用外料金

死後の処置料		10,000円
交通費	通常の事業の実地地域を超えた地点から1キロメートルにつき	10円
キャンセル料	利用料金の全額	

医療保険は、介護保険の認定を受けていない方や64歳以下の方に適用されます。なお、65歳以上で介護保険の認定を受けている方でも特定疾患などによっては医療保険適用となる場合があります。※1

- ※1 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症パーキンソン病関連疾患、（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、重急性硬化性全脳炎、ラインゾーム病、副腎白質ジストロフィー脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群若しくは頭髄損傷の患者又は人口呼吸器を装着している患者
- ※2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理若しくは在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある利用者／人工肛門若しくは人口膀胱を設置している状態にある利用者／真皮を越える褥瘡の状態にある利用者／在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している利用者
- ※3 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導を受けている状態にある利用者又は気管カニューレ若しくは設置カテーテルを使用している状態にある利用者